藤田組　第21回企業セミナー開催

民間介護保険の活用法を説明

大正12（1923）年から創業している保険代理店の藤田組は11月14日、東京都中央区の日本橋倶楽部で、第21回企業セミナーを開催した。代理店向け医療・介護保険販売トレーニングプログラムの開発および研修を行う㈱ラーニングウェイの濱田浩一社長が「データで見る介護の『今』と『未来』」をテーマに講演。医薬品や医療技術の進歩で死亡率が低くなる一方、要介護期間は年々伸びているとして、民間介護保険の保険金を公的介護保険制度のサービス費用に充当することを推奨した。

濱田社長

濱田氏はまず、医薬品や医療技術の進歩により闘病期間が長くなる傾向にあると指摘。治療中のがんが骨に転移した結果、半身まひとなり介護サービスが必要になった患者の事例を紹介し、治療を受けながら要介護状態になることは一般的だと強調した。

高齢者について、脳血管疾患などを発症して介護が必要になるケースが多いとし、40～64歳までの現役層については、年間死亡者数が12万4000人であるのに対して要支援・要介護認定者数は14万1000人で、介護保険の給付対象になる可能性が高いと分析。生涯を通して見ると、2人に1人は介護保険給付の対象になると説明した。医療技術の進歩で死亡率が低くなっているものの、要介護期間は平均で約59カ月と年々伸びているとし、「亡くならずにまひが残ったまま生きることになる」と述べた。

一方で、現行の社会保険制度による疾病手当金は最長18カ月の給付で、長期化する介護の費用を賄うことができないと指摘。民間の介護保険で支払われる保険金を、公的介護保険から受けられるサービスの費用に充てることで、介護費用の負担感を軽減させることを勧めた。

公的介護保険制度は、支給限度基準額までは介護サービス利用者の自己負担額を1割か2割とする制度。例えば、月々3万6000円を負担することができれば、36万円の介護サービスを受けることができるものの、現状では要介護状態になると世帯収入が低下しており、介護サービスの費用を負担する余裕がない。公的介護保険の利用率は支給限度額の約半分にとどまっているとし、「民間の介護保険に契約し、公的介護保険の支給限度額の1割もしくは2割の資金を確保するように準備すれば、その資金の5倍か10倍のサービスを受けることができる」と強調して、民間の介護保険に加入する必要性を訴えた。